

国外転出者向けマイナンバーカードのオンライン申請開始（5月下旬）

1. 国外転出者向けマイナンバーカード（※）の申請（新規交付や有効期限に係る更新等）については、2026年5月下旬より全面的にオンライン申請に移行されます。これまで在外公館窓口で申請を受け付けておりましたが、今後はオンラインで、市区町村及びカードの製造を担うJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）に直接申請する方式に変更となります。

※注：国外転出者向けマイナンバーの対象者については、以下の当館リンクを参照ください。

https://www.sf.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/mynumbercard.html

2. 具体的な運用開始日時や申請のためのご案内、対象となる申請手続きについては、今後、準備が整い次第皆様にお知らせしますが、在外公館窓口で受領した申請書類を日本国内の市区町村へ輸送する従来の手続きが不用となるため、申請から交付までの期間の短縮が見込まれます。

3. 在外公館窓口での申請受付はオンライン申請開始開始日前日をもって原則として終了し（※）、以後オンライン申請・在外公館窓口受取（もしくは国内市区町村窓口受取）の方式での運用となります。

※注：暗証番号ロックされたカードのロック解除や暗証番号再設定など、マイナンバーカードの現物が必須の手続きについてのみ、引き続き窓口での申請を受け付けます。

4. オンライン申請に係る各種お問い合わせにつきましては、同サイトを運営するJ-LISが担当する予定で、後日、ご案内する予定です。

5. 近く国外転出者向けマイナンバーカードの申請を考えている皆様におかれましては、4月下旬から5月下旬の期間に領事窓口で申請した場合には申請書類の国際間輸送に時間を要するため、5月下旬のオンライン申請開始を待ってから申請された方がマイナンバーカードを早く受け取れることが考えられますので、その点についてご考慮の上、今後の申請手続きをご検討ください。